

食品安全委員会第847回会合議事録

1. 日時 令和4年2月15日（火） 14：00～14：32

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 企画等専門調査会における審議結果について

- ・令和3年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
- ・令和4年度食品安全委員会運営計画について
- ・令和4年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について

(2) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「ジアベリジン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・動物用医薬品「動物用ワクチンに添加剤として使用される成分（硫酸マンガン）」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「JPBL008株を利用して生産された α -アミラーゼ」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「JPBL009株を利用して生産された α -アミラーゼ」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「JPBL010株を利用して生産された α -アミラーゼ」に係る食品健康影響評価について

(4) 令和4年度食品安全モニターの依頼について

(5) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、川西委員、脇委員、香西委員、松永委員、吉田委員

(事務局)

鋤柄事務局長、中事務局次長、近藤評価第一課長、石岡評価第二課長、
都築情報・勧告広報課長、井上評価情報分析官、藤田リスクコミュニケーション官、
高山評価調整官、古川課長補佐

5. 配付資料

- 資料 1 - 1 企画等専門調査会における審議結果について
- 資料 1 - 2 令和 3 年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補に関する企画等専門調査会における審議結果について
- 資料 1 - 3 令和 4 年度食品安全委員会運営計画（案）
- 資料 1 - 4 令和 4 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）
- 資料 2 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について<ジアベリジン>
- 資料 3 - 1 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<動物用ワクチンに添加剤として使用される成分（硫酸マンガン）>
- 資料 3 - 2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<JPBL008株を利用して生産された α -アミラーゼ>
- 資料 3 - 3 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<JPBL009株を利用して生産された α -アミラーゼ>
- 資料 3 - 4 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<JPBL010株を利用して生産された α -アミラーゼ>
- 資料 4 令和 4 年度食品安全モニターの依頼について

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第847回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

食品安全委員会は、原則として公開となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、本日は傍聴の方においでいただくずに開催することといたします。なお、本会合の様子につきましては、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第847回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○古川課長補佐 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は10点ございます。

資料 1 - 1 が「企画等専門調査会における審議結果について」、資料 1 - 2 が「令和 3 年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補に関する企画等専門調査会における審議結果について」、資料 1 - 3 が「令和 4 年度食品安全委員会運営計画（案）」、資料 1 - 4 が「令和 4 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）」、資料 2 が「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」、資料 3 - 1 が「動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料 3 - 2 から資料 3 - 4 まではいずれも同じ資料名で「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料 4 が「令和 4 年度食品安全モニターの依頼について」、以上でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○古川課長補佐 事務局において、令和3年7月1日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(1) 企画等専門調査会における審議結果について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「企画等専門調査会における審議結果について」です。

令和3年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定、2番目、令和4年度食品安全委員会運営計画、3番目が令和4年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について、資料1-1から資料1-4までのとおり、委員会に報告することとされております。

まず、令和3年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について説明をお願いします。

○古川課長補佐 それでは、お手元の資料1-2に基づきまして、概要について御説明いたします。

令和3年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補につきましては、食品安全モニター、専門委員、外部募集等を通じまして、6件の提案が寄せられました。これらについて、昨年11月、第34回「企画等専門調査会」において有識者などから収集した情報を踏まえ、調査審議を行いましたところ、いずれの提案につきましても、企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方に定める選定基準に該当しないことから、案件候補としないこととなりました。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、令和3年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補については、いずれの提案も「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（平成16年6月17日食品安全委員会決定）において定める選定基準に該当しないことから、「自ら評価」の案件としないということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

続きまして、令和4年度食品安全委員会運営計画について説明してください。

○古川課長補佐 それでは、お手元の資料1-3を御覧ください。こちらは、令和4年度食品安全委員会運営計画（案）の全文でございます。御説明につきましては、その後ろに添付しております資料1-3参考、通し番号で21ページ目でございますけれども、令和4年度食品安全委員会運営計画新旧対照表に基づきまして、主な改正点などについて御説明させていただきます。

まず、重点事項でございます。1つ目、食品健康影響評価の着実な実施というところでございますが、食品健康影響評価の調査審議の透明性、また、一貫性確保に資する評価ガイドラインの見直しとしまして、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」、また、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」について改正を検討することとしております。

農薬の再評価に係る食品健康影響評価の実施としまして、評価要請がなされた場合には、評価指針等に基づき評価を進めることとしております。

続きまして、2ページ目でございます。重点事項の2つ目としまして、リスクコミュニケーションの戦略的な実施、食品安全に関する科学的知見に対する理解を促進するため、また、食品安全委員会の認知度の向上を図りながら様々な媒体を活用したリスクコミュニケーションを実施することと記載しております。

3つ目でございますが、研究・調査事業の活用につきましては、引き続きのものとなりますけれども、ロードマップなどを踏まえまして、研究・調査を計画的に実施し、その成果を活用することと記載しております。

4つ目でございます。海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化でございます。こちらもし引き続きの取組となりますけれども、委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、情報発信を行う旨記載しております。

第2以降につきましては各論でございます。こちらについては主な改正点を御説明させ

ていただきます。

新旧対照表の3ページ目を御覧ください。食品健康影響評価の実施の項目でございますが、重点事項とも重複する部分がございますが、遺伝子組換え食品等につきまして、基準の改正を検討することを記載しております。また、食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針につきましても、改訂を検討することを記載しております。

続きまして、新旧対照表の5ページ目でございます。第6としまして、リスクコミュニケーション・情報発信の促進の項目でございます。先ほどの重点項目とも重複しますが、様々な媒体を活用したリスクコミュニケーションを実施し、引き続き情報発信を積極的に行うこととしています。その際には、農薬について一般的に誤解を生じていることが多いこと、消費者の食品安全に関する主たる情報源がテレビ・新聞などであることといった意識調査の結果、報告を踏まえて、取組を実施することとしております。

続きまして、同じ情報発信の項目ですが、様々な手段を通じた情報の発信というところで、新たなツールとしまして、7ページ目でございますが、Twitterを追加しております。拡散力の高いTwitterの特性を活用した情報発信を行うことを記載しております。

続きまして、8ページ目でございます。関係機関・団体との連携体制の構築という項目で、4番目、報道関係者との意見交換を追加しております。内容につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、9ページ目でございます。第9、国際協調の推進というところで、記載のとおりスケジュールで開催される国際会議等に委員、専門委員、また事務局職員を派遣することを記載しております。

以上、主な改正部分の説明をもって御説明とさせていただきます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞお願いいたします。

特にございませんか。

それでは、本案につきまして、広く国民からの意見を聞いた上で最終決定を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、意見の募集手続に入ることといたします。

続きまして、令和4年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について説明をお願いします。

○古川課長補佐 それでは、お手元の資料1－4に基づきまして、概要を御説明させていただきます。

基本方針でございますが、令和4年度についても、これまでの訓練の成果を生かし、引き続き、緊急時対応訓練を実施することとしております。

重点課題でございますが、1つ目、関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化というところで、実務研修と確認訓練を実施することとしております。

また、2つ目でございますが、緊急時対応手順書等の実効性の向上というところで、必要に応じて指針、手順書等の見直しを行うこととしております。

訓練計画のスケジュールにつきましては、記載のとおりとしております。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、令和4年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画につきましては、報告された案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、この計画に従って訓練を実施してまいりたいと思います。

(2) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の私から概要を説明したいと思います。

資料2を御用意ください。それでは、専門調査会の評価に基づきまして、御説明させていただきます。ジアベリジンです。

今回評価を行いましたジアベリジンにつきましては、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会決定である「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に

係る食品健康影響評価の考え方について」、以下「評価の考え方」としますが、これに沿ってポジティブリスト制度導入以来行われているリスク管理の妥当性について検討いたしました。その結果、評価の考え方の3の(3)の①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えました。

事務局より補足の説明をよろしくお願いたします。

○石岡評価第二課長 それでは、資料2、ジアベリジンにつきまして、事務局より補足の説明をさせていただきます。

まず、3ページをお開きください。本成分は、鶏に用いられる合成抗菌剤でございます。

食品健康影響評価でございますけれども、本成分は、これまで国内外において評価が行われておらず、ADIの設定が行われておりません。

各種遺伝毒性試験の結果につきましては、5ページの表1に記載しておりますけれども、一部の染色体異常試験で陽性の結果でございましたが、6ページの下の注のところに書いてございますけれども、*in vivo*で実施されたマウス及びラットを用いた骨髄小核試験では陰性であったこと、また、同じく*in vivo*でのDNA損傷試験で陽性でございましたけれども、高用量での反応であること、遺伝子突然変異誘発性並びに生体における染色体異常誘発性は認められないことから、そのメカニズムは間接的なDNA傷害に基づく可能性が高く、閾値が存在すると推定されました。これらのことから、ジアベリジンには生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないと判断したところでございます。

3ページに戻っていただきまして、各種毒性試験の結果から最も低いNOAELはラットを用いた90日間亜急性毒性試験における21.0 mg/kg 体重/日でございました。なお、ラットの発生毒性試験ではLOAELが25 mg/kg 体重/日でございまして、ラットを用いた90日間亜急性毒性試験のNOAELと近接しているところでございました。

現行のリスク管理における推定摂取量は、最大と試算された幼小児で0.000046 mg/kg 体重/日と算定されております。したがって、ジアベリジンの推定摂取量とNOAELとの比較によるばく露マージン(MOE)は460,000となっております。

今回提出された資料には、発がん性試験及び繁殖毒性試験が不足していること、さらにラットの発生毒性試験で見られましたLOAELと90日間亜急性毒性試験で見られたNOAELが近接していることを考慮しましても、NOAELと現行のリスク管理を基にした推定摂取量には十分な余裕があると判断したところでございます。また、本成分の推定摂取量は、算出された微生物学的ADIを超えるものではございませんでした。これらのことから、本成分は、評価の考え方の3の(3)の①に該当する成分であると判断されまして、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられるとしていくところでございます。

以上1件につきまして、よろしければ、明日、2月16日から30日間、国民からの意見・

情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

まず、動物用医薬品「動物用ワクチンに添加剤として使用される成分（硫酸マンガン）」についてです。

本件につきましては、農林水産省から動物用ワクチンに添加剤として使用される硫酸マンガンについて評価要請があったものでございます。

今般、本件について専門調査会における審議結果が提出されております。

それでは、担当の浅野委員から説明をお願いいたします。

○浅野委員 それでは、お手元に資料3-1を御用意ください。昨年12月、農林水産省から評価要請がありました動物用ワクチンに添加剤として使用される硫酸マンガンについての審議が終わりましたので、結果を御報告いたします。

資料3-1の別紙「動物用ワクチンの添加剤の食品健康影響評価の考え方」に基づき審議を行いました。硫酸マンガンは、体内において硫酸塩が外れ、マンガンとして吸収されると考えられることから、マンガンを対象といたしました。マンガンにつきましては、食品安全委員会においてTDIとして0.18 mg/kg 体重/日が設定されています。別紙に基づきまして、動物用ワクチンの添加剤として使用される1用量中のマンガンの含有量0.4 mgを小児の平均体重で除した結果、当該のTDIを超えるものではないということが確認されました。このため、4の(1)①食品安全委員会においてADI等が設定されており、かつ、含有量が当該ADI等を上回らない成分に該当するものと判断され、動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できる程度と結論しております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

それでは、ワクチン添加剤の硫酸マンガンについては、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できる程度と考えるということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

さらに、ただいまの結論を基に考えますと、本件につきましては、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められるとともに、同規定に関するこれまでの取扱いと同様に、意見・情報の募集手続は行わないこととしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

次に、遺伝子組換え食品等「JPBL008株を利用して生産された α -アミラーゼ」、「JPBL009株を利用して生産された α -アミラーゼ」及び「JPBL010株を利用して生産された α -アミラーゼ」についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○井上評価情報分析官 お手元の資料3-2から3-4に基づき御説明をさせていただきます。

資料3-2の評価書の3ページを御覧ください。審議の経緯でございます。昨年7月の第826回「食品安全委員会」において要請事項説明がなされ、その後、8月の専門調査会において御審議をいただき、昨年12月の食品安全委員会において専門調査会の審議結果を報告しております。その後、本年1月13日まで意見・情報の募集を行ったものでございます。

おめくりいただきまして、5ページ、評価対象添加物の概要を御覧ください。本添加物は、*Bacillus licheniformis* Ca63株を宿主として、*Geobacillus stearothermophilus* C599株由来の α -アミラーゼ遺伝子を導入することで作製したJPBL008株を利用して生産された

α -アミラーゼです。本添加物は、グルコース重合体の α -1,4結合を加水分解し、デキストリン及びオリゴ糖を生成させる酵素であり、パンの老化防止に使用されるものでございます。

おめくりいただきまして、13ページの中ほどから食品健康影響評価結果でございます。ここに記載の安全性評価基準に基づき評価をした結果、人の健康を損なうおそれはないと判断をしております。

意見・情報の募集結果につきましては、評価書の最後のページの次のページ、参考として添付をしております。期間中、1件の御意見がございました。

御意見の内容でございますが、遺伝子組換え品は100%の安全性が断定できるまで使用を禁止すべき。パンの老化防止のために遺伝子技術を使うのは論外であるとの御意見。また、一旦全ての遺伝子組換え品の流入を停止いただきたい。複合影響も確認すべきといった御意見。また、申請者が提出した資料に基づいており、第三者によって実施されたものに限って審査すべきといった御意見をいただいております。

これに対する専門調査会の回答でございますが、食品健康影響評価はその時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて行うこととしております。食品健康影響評価は申請者の提出資料を基に行いますが、問題点、疑問点については説明や再提出を求めるとともに、不足と判断された場合には、追加試験等のデータを含め追加資料の提出を求めています。

また、遺伝子組換え食品を摂取することによる複合影響に関しては、従来品との同等性を踏まえ、安全性を個々に確認することで安全性は担保されるものと考えているとしております。

なお、遺伝子組換え食品の使用、流入についての御意見については、リスク管理に関するものと考えられることから、厚生労働省へお伝えしますとしております。

今回、1件の御意見が寄せられておりますが、専門調査会の結論を変更することなく、関係機関に通知をしたいと考えております。

続きまして、資料3-3を御覧いただければと思います。資料3-3の評価書の3ページを御覧ください。審議の経緯でございます。先ほどの品目と同様、昨年8月の専門調査会において御審議をいただき、昨年12月の食品安全委員会において御報告の後、本年1月13日まで意見・情報の募集を行ったものでございます。

おめくりいただきまして、5ページの評価対象添加物の概要でございます。本添加物、*Bacillus licheniformis* Ca63株を宿主として、*Geobacillus stearothermophilus* C599株由来の改変 α -アミラーゼ遺伝子を導入することで作製したJPBL009株を利用して生産された α -アミラーゼでございます。

評価書13ページの中ほどから食品健康影響評価結果でございますが、ここに記載の安全性評価基準に基づき評価をした結果、人の健康を損なうおそれはないと判断をしております。

意見・情報の募集結果につきましては、評価書の最後のページの次のページに参考として添付をしております。期間中、2件の御意見がございました。

1件目につきましては遺伝子組換え品を100%の安全性が断定できるまで使用禁止すべきなど、先ほどの品目と同様の御意見でございます。

これに対する専門調査会の回答ですが、先ほどの品目と同様の回答としております。

2件目の御意見でございますが、評価書5ページの(3)、(4)の「パン」、「パン類」などは何を意味しているかといった御意見でございます。

これに対する専門調査会の回答ですが、「パン類・菓子パン類」は摂取量推計のために参照した国民健康・栄養調査における食品群分類を示すものであり、同ページ(3)の「パン」は、申請者が使用を想定している対象であるとの回答としております。

今回、2件の御意見が寄せられておりますが、専門調査会の結論を変更することなく、関係機関に通知をしたいと考えております。

続きまして、資料3-4を御覧いただければと思います。資料3-4の評価書の3ページ、審議の経緯でございますが、先ほどの品目と同様、本年1月13日まで意見・情報の募集を行ったものでございます。

評価対象添加物の概要につきましては、5ページを御覧ください。本添加物、*Bacillus licheniformis* Ca63株を宿主として、*Geobacillus stearothermophilus* C599株由来の改変 α -アミラーゼ遺伝子を導入することで作製したJPBL010株を利用して生産された α -アミラーゼでございます。

評価書13ページの中ほどでございますが、食品健康影響評価結果に記載の安全性評価基準に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断をしております。

意見・情報の募集結果につきましては、最後のページの参考として添付をしております。期間中、2件の御意見がございました。

1件目につきましては、遺伝子組換え品を100%の安全性が断定できるまで使用禁止すべきなど、先ほどの品目と同様の御意見をいただいております。

専門調査会の回答につきましては、先ほどの品目と同様とさせていただきます。

2件目の御意見でございますが、評価書5ページの「パンやケーキ類」、「パン」、「パン類・菓子パン類」の意味について御意見をいただいております。

こちら先ほどの回答と同様でございますが、「パン類・菓子パン類」については、国民健康・栄養調査における食品群分類を示している旨、回答をしております。

今回、2件御意見が寄せられておりますが、専門調査会の結論を変更することなく、関係機関に通知をしたいと考えております。

資料の説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お

願いたします。

よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「JPBL008株を利用して生産された α -アミラーゼ」、「JPBL009株を利用して生産された α -アミラーゼ」及び「JPBL010株を利用して生産された α -アミラーゼ」については、遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断したということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(4) 令和4年度食品安全モニターの依頼について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「令和4年度食品安全モニターの依頼について」です。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○都築情報・勧告広報課長 それでは、お手元の資料4に基づきまして、御説明させていただきます。

まず、1. 令和4年度食品安全モニター募集結果でございます。令和3年12月1日から令和4年1月25日までの期間、募集を行いました。募集人数150名程度に対し、応募総数は218名でございました。

続いて、選考でございます。新規に御応募いただいた方の中から応募資格の有無等を考慮し、新規に食品安全モニターを依頼する方、129名、それから、令和3年度から継続する意思を示された方、321名、合わせて450名の食品安全モニターを選考いたしました。

これらの方々に対し、令和4年4月1日付で依頼をしたいと考えております。

裏面に今年度と来年度の食品安全モニターの属性について、性別、年代別、居住地域別に記載をしております。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明について、御意見、御質問がございましたら、願いたします。

特にございませんか。

それでは、事務局は、令和4年度食品安全モニターの依頼手続を進めてください。

また、モニターの皆様には、活発な活動を期待しております。

(5) その他

○山本委員長 ほかに議事はありませんか。

○古川課長補佐 特にございませぬ。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、2月22日火曜日14時から開催を予定しております。

また、2月16日水曜日14時から「農薬第四専門調査会」が、17日木曜日14時から「遺伝子組換え食品等専門調査会」が、それぞれウェブ会議システムを利用して開催される予定となっております。

以上をもちまして、第847回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。